

外国子会社配当益金不算入と間接外国税額控除の廃止

平成 21 年度税制改正大綱(国際課税)解説(1)

平成 20 年 12 月 12 日付けで、自民党税制改正大綱が発表され、また、平成 20 年 12 月 19 日付けで財務省より税制改正大綱が発表されました。その中の国際課税に関する改正点のうち主な事項について説明します。

* * *

内国法人が、外国子会社から受ける配当の一部を益金に算入しない制度が創設されます。

対象となる外国子会社は、内国会社が、発行済み株式等の 25%以上を、配当等の支払義務が確定する日以前 6 ヶ月以上継続して直接有している外国法人です。

現行法では、内国法人が、そのような外国法人から配当を受領する場合には、間接税額控除制度が認められています。間接税額控除制度とは、内国法人が外国子会社から配当等を受領した場合に、当該外国子会社が支払った法人税のうち、内国法人が受領する配当等に対応する部分について、内国法人が支払った外国法人税額とみなして、税額控除をみとめるものです。この制度を利用すると、受領した配当等の額に、外国子会社が払った法人税の額のうち、配当等に対応する額を加えて益金に算入したうえで、それにかかる法人税から、配当等にかかった外国税、外国子会社が払った法人税額が控除されます。

しかし、平成 21 年の税制改正により、内国法人が、対象となる外国会社から受領する配当等については、内国法人は、益金に算入しなくてもよいことになり(すなわち法人税の対象とならず)、その代わりに間接外国税額控除は適用されないこととなりました。

但し、受領する配当等の額の 5%に相当する額は、配当を受領するのにかかる経費見合いとの理由で、益金に算入しない配当等の額から控除する(すなわち、その金額については益金に算入しなくてはならない)とされています。従って、実際に損金不算入となる金額は、受領した配当の 95%ということとなります。

なお、上記の制度の適用をうけられるのは、配当を支払う外国法人の発行済み株式総数の 25%以上を配当等の支払義務確定日から 6 ヶ月以上保有している内国法人に限られます。個人投資家や、外国会社の株式の 25%未満を保有している法人投資家はこの制度が適用されず、外国法人から受領した配当は所得・益金に算入されますのでご注意ください。

上記の外国子会社配当益金不算入制度が適用され、タックスヘイブン税制が適用されない場合には、内国法人が、外国子会社から受領する配当等については全く日本国内の法人税の対象とはならず、当該配当等に対する税負担は、外国子会社が支払った国外の法人税のみとなることとなり

2008年12月 29 日

ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

ました。

この改正は、内国法人が平成 21 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に受領する配当等に適用されます。

* * *

* 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

© Anderson Mori & Tomotsune 2008

<連絡先>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー

弁護士 藤田 耕司

電 話 : 03-6888-1041

Eメール : koji.fujita@amt-law.com

弁護士 岡本 高太郎

電 話 : 03-6888-1090

Eメール : kotaro.okamoto@amt-law.com